

○農林水産省令第八十三号
飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第七條第一項及び第二項第四号から第六号までの規定に基づき、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十二月二十七日

農林水産大臣 吉川 貴盛

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則の一部を改正する省令
飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則（昭和五十一年農林省令第三十六号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。
掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改 正 後 前

第十二条 法第七条第一項の農林水産省令で定める特定飼料等の種類は、次に掲げるとおりとする。
一、四（略）
五、十五（略）

第十二条 法第七条第一項の農林水産省令で定める特定飼料等の種類は、次に掲げるとおりとする。
一、四（略）
五、エフロトマイシン
六、十六（略）

別表第一（第十四条関係）

別表第一（第十四条関係）

特定飼料等の種類	特定飼料等製造設備	技術上の基準
（略） 亜鉛バシトラシン、アピラマイシン、アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリン、エンラマイシン、クロルテトラサイクリン、サリノマイシンナトリウム、センデユラマイシンナトリウム、ナラシン、ノシハブタイド、ピコザマイシン、フラボフォスフォリポール、モネンシンナトリウム、ラサロシドナトリウム、リン酸タイロシン	（略）	（略）

特定飼料等の種類	特定飼料等製造設備	技術上の基準
（略） 亜鉛バシトラシン、アピラマイシン、アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリン、エフロトマイシン、エンラマイシン、クロルテトラサイクリン、サリノマイシンナトリウム、センデユラマイシンナトリウム、ナラシン、ノシハブタイド、ピコザマイシン、フラボフォスフォリポール、モネンシンナトリウム、ラサロシドナトリウム、リン酸タイロシン	（略）	（略）

別表第二（第十五条関係）

別表第二（第十五条関係）

特定飼料等の種類	特定飼料等検査設備	技術上の基準
（略） 亜鉛バシトラシン、アピラマイシン、アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリン、エンラマイシン、クロルテトラサイクリン、サリノマイシンナトリウム	（略）	（略）

特定飼料等の種類	特定飼料等検査設備	技術上の基準
（略） 亜鉛バシトラシン、アピラマイシン、アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリン、エフロトマイシン、エンラマイシン、クロルテトラサイクリン、サ	（略）	（略）

附 則
この省令は、公布の日から施行する。

別表第三(第十六条関係)	
特定飼料等の種類	製造管理及び品質管理の方法並びに検査に関する組織
(略) 亜鉛バシトラシン、アピラマイシン、アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリン、エンラマイシン、クロルテトラサイクリン、サリノマイシンナトリウム、センデユラマイシンナトリウム、ナラシン、ノシヘプタイド、ピコザマイシン、フラボフォスフォリポール、モネンシンナトリウム、ラサロシドナトリウム、リン酸タイロシン	(略)
(略)	(略)
(略)	基準
別表第三(第十六条関係)	
特定飼料等の種類	製造管理及び品質管理の方法並びに検査に関する組織
(略) 亜鉛バシトラシン、アピラマイシン、アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリン、エフロトマイシン、エンラマイシン、クロルテトラサイクリン、サリノマイシンナトリウム、センデユラマイシンナトリウム、ナラシン、ノシヘプタイド、ピコザマイシン、フラボフォスフォリポール、モネンシンナトリウム、ラサロシドナトリウム、リン酸タイロシン	(略)
(略)	(略)
(略)	基準